

事務連絡
令和7年9月26日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿
各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課
水道計画指導室課長補佐

水道施設への被害及び水質事故等の発生状況について
（令和7年度第1四半期分）

日頃から、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（令和7年6月30日付け国水水第110号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知）に基づき、水道施設への被害及び水質事故等（以下「水道施設への被害等」という。）に関する情報の提供について、御協力をいただき御礼申し上げます。

今般、水道施設への被害等の発生状況や対応状況を共有することにより、水道施設への被害等の発生未然防止や発生時の対応の参考に資するよう、下記のとおり、上記課長通知に基づき情報を提供いただいた、水道施設への被害等の発生状況を四半期毎にとりまとめ、周知することとしたため連絡します。

引き続き、上記課長通知に基づき、水道施設への被害等に関する情報について、速やかに各地方整備局等水道担当まで提供をお願いします。

なお、貴都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

記

1. 自然災害による断減水等

地震や豪雨等による断減水等水道施設への被害について、令和7年度第1四半期は1件の報告がありました。

2. 渇水による断減水

渇水による断減水について、報告はありませんでした。

3. 事故等（1. 及び2. を除く）

管路の破損や設備の障害等について、令和7年度第1四半期は22件（水道管：19件、ポンプ：3件）の報告がありました。

4. 水質事故等

水質事故や原水での病原性原虫の検出等について、令和7年度第1四半期は19件（健康被害あり：1件、健康被害なし：18件）の報告がありました。

5. 情報システム障害等

情報システム障害等による断減水の発生について、報告はありませんでした。

※下記URLに掲載している指針や手引き等を活用し、引き続き、平常時からの自然災害等への備えや水道施設への被害等の発生の未然防止、緊急時の適切な対応に努めていただきますようお願いします。

○国土交通省-危機管理対策マニュアル策定指針

(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_buhyoku_kenkou_suido_kikikanri_sisin.html)

○国土交通省-適切な資産管理

(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_000009624pp6_00001.html)

○環境省-水道水質基準

(https://www.env.go.jp/water/water_supply/suishitsu/01.html)

(問合せ先)

○1、2、3に関すること

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室
杉本、岸本

TEL：03-5253-8111(内線34433, 34439)

E-mail：hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

○4に関すること

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室
小林、岸本

TEL：03-5253-8111(内線34438, 34439)

E-mail：hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

○5に関すること

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室
小林、小泉

TEL：03-5253-8111(内線34438, 34439)

E-mail：hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

水道施設への被害及び水質事故等の発生状況
(令和7年度第1四半期)

1. 自然災害による断減水等
2. 渇水による断減水
3. 事故等（1. 及び2. を除く）
4. 水質事故等
5. 情報システム障害等

国土交通省 水管理・国土保全局
水道事業課 水道計画指導室

1. 自然災害による断減水等

(1)地震

報告なし

(2)豪雨

No.	管轄地整等	発生年月日	災害名等	主な被害	断水戸数	断水継続期間
1	中部	令和7年6月11日	大雨	道路崩落に伴う配水管破損	約50戸	3日

(*)「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」に基づき、情報の提供があったものを記載

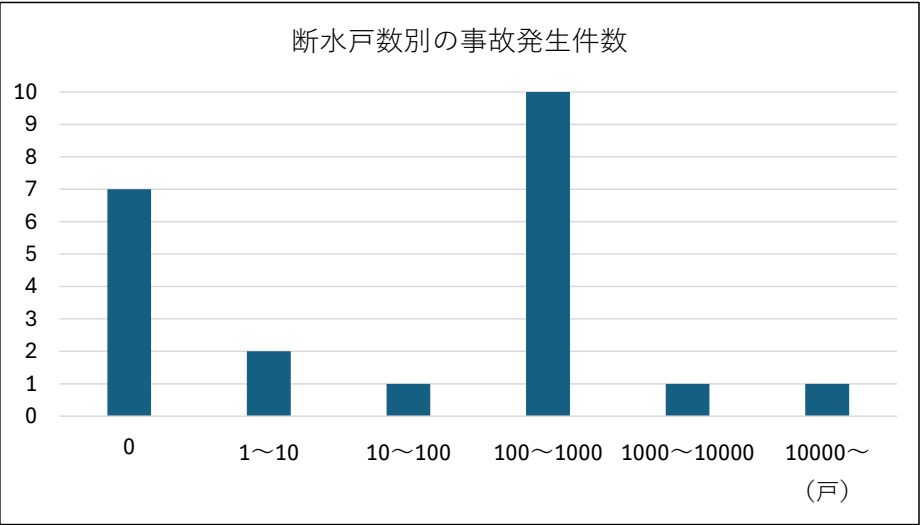
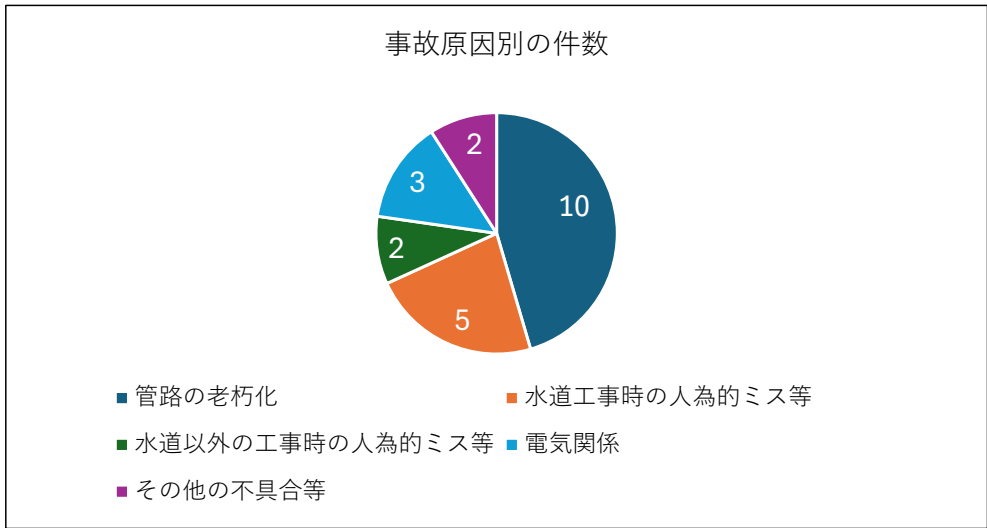
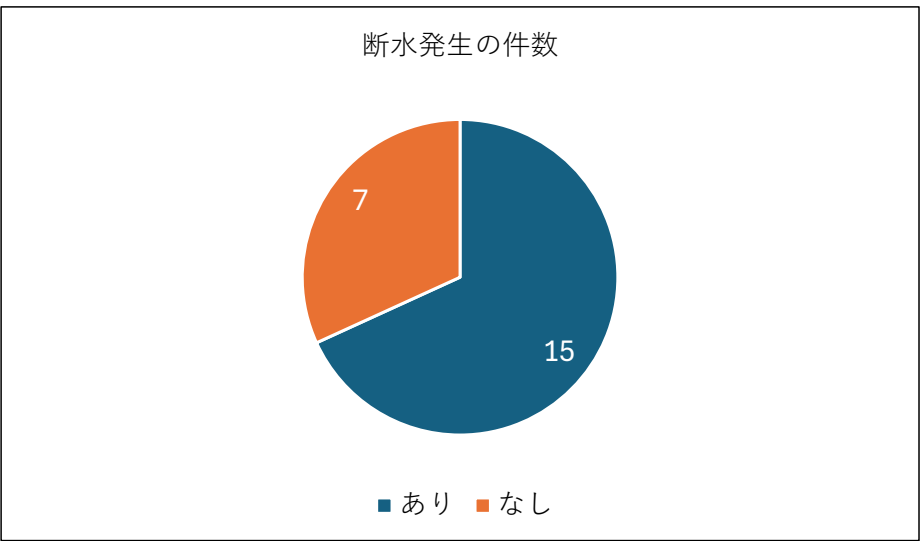
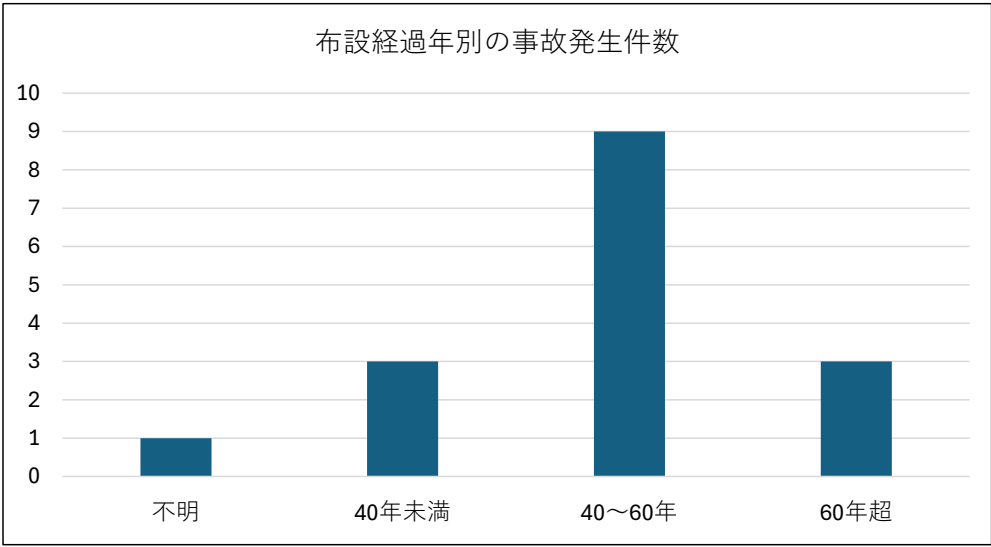
2. 渇水による断減水
報告なし

3. 事故等（自然災害及び渇水によるものを除く）

No.	管轄地整等	発生年月日	発生箇所	管路の材質（布設年）	布設からの経過年数	原因	断水戸数	濁水戸数	浸水被害	交通被害
1	九州	令和7年4月1日	増圧ポンプ所			電気関係 （ヒューズ劣化）	約580戸	なし	なし	なし
2	近畿	令和7年4月14日	配水管	塩化ビニル管 （1975年）	50	管路の老朽化	約220戸	なし	なし	なし
3	中国	令和7年4月20日	配水管	硬質ポリ塩化ビニル管 （1976年）	49	管路の老朽化	約50戸	なし	なし	あり
4	関東	令和7年4月21日	仮設配管			水道工事時の人為的ミス等 （仮設配管の接合不良）	なし	なし	なし	あり
5	東北	令和7年4月29日	配水ポンプ			電気関係 （瞬間停電）	5,404戸 （12,541人）	約10戸	なし	なし
6 （*1）	近畿	令和7年4月30日	配水管	铸铁管 （1959年）	66	管路の老朽化	なし	8戸	あり	あり
7	近畿	令和7年4月30日	配水管	硬質塩化ビニル管 （1980年）	45	水道以外の工事時の人為的ミス等 （電柱建て替え工事に誤って破損）	122戸 （約350人）	122戸 （約350人）	なし	あり
8	近畿	令和7年5月4日	配水管	ダクトイル铸铁管 （2025年）	0	水道工事時の人為的ミス等 （水圧テスト時に空気弁下の継手か ら漏水）	なし	なし	なし	あり
9	近畿	令和7年5月7日	配水管	ダクトイル铸铁管 （1974年）	51	管路の老朽化	4戸	6戸	なし	なし
10	近畿	令和7年5月10日	配水管	ダクトイル铸铁管 （1966年）	59	管路の老朽化	なし	約80戸	あり	あり
11	四国	令和7年5月10日	配水管	鉛製給水管 （1986年）	39	管路の老朽化	2戸	なし	なし	なし
12	関東	令和7年5月16日	仮設配管			水道工事時の人為的ミス等 （仮設配管の継手抜け）	なし	最大6,500戸 （想定）	なし	なし
13	中部	令和7年5月18日	配水管	鋼管 （1971年）	54	その他の不具合等 （水管橋空気弁立管の腐食）	なし	なし	なし	なし
14	近畿	令和7年5月29日	配水管	ダクトイル铸铁管（ポリエ レンスリーブなし） （1975年）	50	管路の老朽化	約500戸	なし	なし	あり
15	九州	令和7年5月30日	配水管	铸铁管 （1926年）	99	管路の老朽化	なし	約1,000戸	なし	なし
16	北海道	令和7年6月5日	配水管	ダクトイル铸铁管 （1988年）	37	水道以外の工事時の人為的ミス等 （排水路の浚渫作業中に誤って破 損）	250戸 （530人）	なし	なし	なし
17	九州	令和7年6月9日	配水管	硬質塩化ビニル管 （1970年）	55	水道工事時の人為的ミス等 （漏水修理時に指示とは異なる仕切 弁を誤って操作）	約280戸	不明	なし	なし
18	中部	令和7年6月13日	配水管			その他の不具合等 （減圧弁の不具合）	約100戸	50～60戸	なし	なし
19	近畿	令和7年6月22日	配水管	ダクトイル铸铁管 （1972年）	53	管路の老朽化	280戸	最大280戸 （想定）	なし	なし
20	近畿	令和7年6月24日	配水ポンプ			電気関係 （停電）	約350戸	約350戸	なし	なし
21	関東	令和7年6月28日	配水管	铸铁管 （1964年）	61	管路の老朽化	約1万戸	約1,000戸	なし	なし
22	中部	令和7年6月30日	配水管	塩ビ配管	不明	水道工事時の人為的ミス等 （解体工事中に誤って破損）	574戸 （1417人）	なし	なし	なし

（*1）事故の詳細については、別紙1を参照

（*2）「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」に基づき、情報の提供があったものを記載



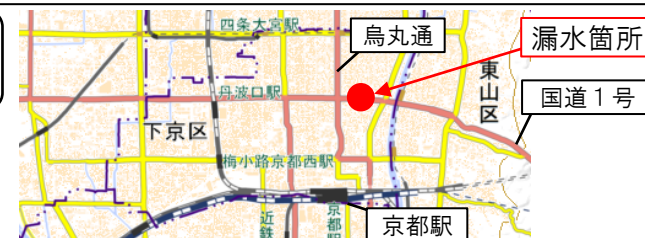
京都市下京区における水道管漏水事故と今後の対応

- 水道事業体：京都市上下水道局
- 発生日時：令和7年4月30日 3：30頃
- 発生場所：京都府京都市下京区塩竈町 付近（五条高倉交差点南側車道部）
- 概要：配水管（铸铁管口径300mm（昭和34年布設、約66年経過））の老朽化による管の破損に伴う漏水
- 被害状況：【水道】断水なし、想定最大濁水件数：約6,500件、濁水連絡件数：8件（4/30、17時時点）
 【道路】国道1号の交通規制（東洞院通～堺町通）：片側4車線×2の道路の南側(西行)を通行止めとし、北側(東行)の1車線を西行に変更する規制を実施した。東行3車線、西行1車線。
 【浸水】半地下の駐車場の車両1台が浸水。
- 対応状況：4：20頃 道路面からの漏水の通報
 6：50頃 切替え作業及び止水作業を開始
 12：30頃 ストッパー設置（既設バルブが閉まらず、止水が困難だったため、新たにストッパーを設置し止水）
 15：35頃 水道の修繕作業完了（陥没防止のための仮復旧(止水)を実施、別の管路で給水継続）
 21：30頃 舗装復旧完了
 23：50頃 道路規制解除完了
- 事故原因：老朽化による管の破損に伴う漏水
- 今後の対応
 京都市：漏水した管路は、铸铁管のうち古く強度が劣るタイプで、更新工事を実施中であり、現在これに変わる新たな管路の敷設工事が進められており、6月中を目途に、ダクタイル铸铁管への通水を開始予定。
 その後、11月末までの工期の中で既設管路を撤去予定。（舗装本復旧は別途発注）
 国：5月7日に、緊急輸送道路に埋設されている同様の铸铁管について、緊急的に道路上からの目視確認等や異状が確認された場合の適切な措置を実施するよう、全国の水道事業者等に要請。
 6月27日に、(1)緊急輸送道路下に埋設されている铸铁管と(1)以外の導水管・送水管・配水本管である铸铁管の更新計画を策定するよう、全国の水道事業者等に要請。

事故の発生状況



位置図・交通規制状況 （4月30日時点）



4. 水質事故等

(1)健康被害あり

No.	管轄地整等	発生年月日	原因物質等	事故原因	健康被害状況	発生施設	摂食者数(*2)	患者数	対応状況
1 (*1)	関東	令和7年4月14日	大腸菌 一般細菌	配水池越流管と農業 用水排水管の誤接続	下痢・発熱	家庭等	37人	14人	・誤接続の解消 ・給水栓での毎日検査 の徹底

(*1)事故の詳細については、別紙2を参照

(*2)摂食者数が不明の場合は給水人口

(*3)「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」に基づき、情報の提供があったものを記載

4. 水質事故等

(2)健康被害なし(水質基準超過)

No.	管轄地整等	発生年月日	水源種別	原因物質等	事故原因	給水停止戸数/人口	対応状況
1	東北	令和7年4月21日	表流水	濁度	アルカリ剤注入ポンプの不具合(注入不足)による凝集不足	9,692人	アルカリ剤注入ポンプの設備点検及び清掃
2	四国	令和7年6月20日	表流水	大腸菌	不明	36戸	再検査の結果検出無

(*)「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」に基づき、情報の提供があったものを記載

4. 水質事故等

(3)健康被害なし(病原性原虫)

No.	管轄地整等	発生年月日	水源種別	原因病原性原虫	事故の場合の原因*1	給水停止戸数/人口	対応状況
1	関東	令和7年4月3日	表流水	クリプトスポリジウム		0戸	ろ過運転管理の徹底
2	関東	令和7年4月7日	表流水	ジアルジア		0戸	ろ過運転管理の徹底
3	関東	令和7年4月8日	表流水	ジアルジア		0戸	ろ過運転管理の徹底
4	関東	令和7年4月21日	表流水	ジアルジア		0戸	ろ過運転管理の徹底
5	関東	令和7年4月23日	表流水	ジアルジア		0戸	ろ過運転管理の徹底
6	関東	令和7年5月12日	表流水	クリプトスポリジウム		0戸	ろ過運転管理の徹底
7	関東	令和7年5月13日	表流水	ジアルジア		0戸	ろ過運転管理の徹底
8	関東	令和7年5月20日	表流水	クリプトスポリジウム		0戸	ろ過運転管理の徹底
9	四国	令和7年5月22日	表流水	クリプトスポリジウム		0戸	ろ過運転管理の徹底
10	関東	令和7年5月26日	表流水	クリプトスポリジウム		0戸	ろ過運転管理の徹底
11	九州	令和7年6月16日	表流水	クリプトスポリジウム		0戸	ろ過運転管理の徹底
12	関東	令和7年6月17日	表流水	ジアルジア		0戸	ろ過運転管理の徹底
13	四国	令和7年6月23日	表流水	クリプトスポリジウム		0戸	ろ過運転管理の徹底

(*1)斜線部については、原水での検出のため水質事故ではないもの

(*2)「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」に基づき、情報の提供があったものを記載

4. 水質事故等

(4) 健康被害なし(クロスコネクション)

No.	管轄地整等	発生年月日	クロスコネクション先	発見の経緯	水質異常項目	給水停止戸数/人口	対応状況
1	沖縄	令和7年4月14日	井水配管	水道メーターの数値の異常により発見	無し	373戸	クロスコネクションの解消
2	関東	令和7年4月14日	井水配管	水道メーターの数値の異常により発見	無し	0戸	クロスコネクションの解消
3	関東	令和7年5月12日	冷却水配管	上水系統の給水を停止したにもかかわらず、水が流れていることを確認したことにより発見	遊離残留塩素	0戸	クロスコネクションの解消

(*)「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」に基づき、情報の提供があったものを記載

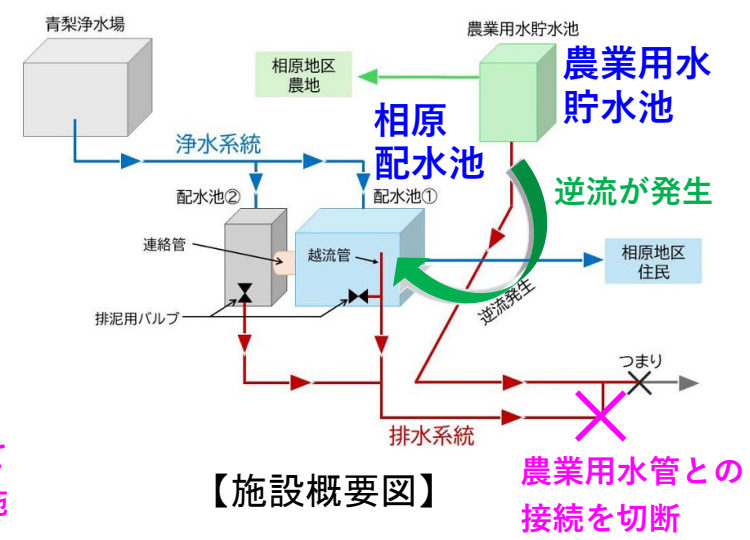
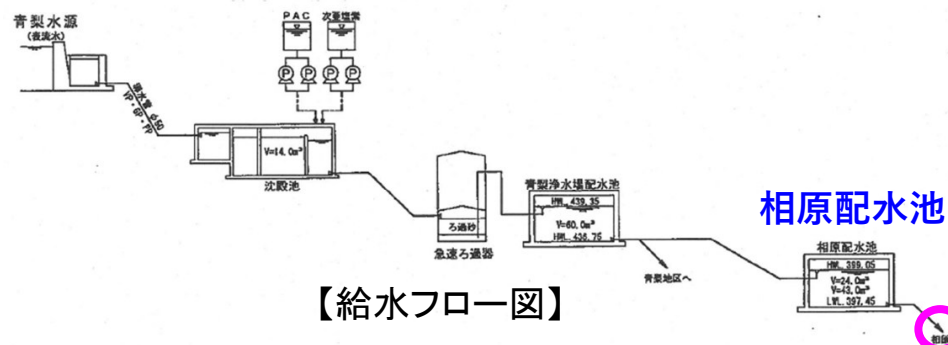
群馬県神流町簡易水道における水質事故(食中毒)について

- 水道事業：群馬県神流町神流簡易水道（計画給水人口：84人、水源：表流水、水処理：塩素消毒・凝集沈殿・急速ろ過）
- 被害状況：令和7年4月11日より、相原地区の住民において、下痢・腹痛・発熱等が発生。
摂取者37名中の14名が発症（受診6名、入院なし）。
- 概要：有症者が相原地区に限られていたため、神流町が相原配水池の水質検査を実施した結果、水質基準の超過が判明。有症者の共通飲食物は相原配水池から供給された水道水のみであったこと、有症者複数名の検便からカンピロバクターが検出されたこと等から、この水道水が原因とする食中毒と断定。

- 対応状況：
 - 令和7年4月19日 診療所から神流町役場へ、住民が発熱等の症状を呈していると情報提供。相原配水池で残留塩素が検出されなかったため、水道水による食中毒の可能性を考慮し、飲用制限を開始。
 - 4月21日 調査の結果、相原配水池の越流管から微量の水が流入していることを確認。
 - 4月22日 配水池の水を抜いて清掃消毒。越流管にソケット・キャップを付けて水の流入を防止。
 - 4月23日 末端給水栓で残留塩素を確認。飲用制限を継続した上で給水再開。
 - 4月28日 越流管から逆流していた水が農業用水であることが判明。また、患者便よりカンピロバクターが検出され、共通飲食物が同配水池からの水道水のみであること等から水道水に起因する食中毒と断定。
 - 4月29日 群馬県が報道発表。
 - 5月7日 相原配水池及び末端給水栓の2か所において検査した結果、カンピロバクターは検出されず、また毎日検査でも水道水に異常は見られなかったため、飲用制限を解除。

- 事故原因：相原配水池内の越流管と農業用水管が接続されていたこと。
毎日検査を末端給水栓で実施していなかったこと。

- 対応方法：
 - 町：農業用水管との接続を完全に切り離す工事を実施（5/2）
毎日検査を末端給水栓で実施（4/24～）
 - 国：配水池の越流管及び排水管と、水道以外の施設との不適切な接続がないか確認し、確認された場合は切り離す等の措置の実施及び消毒の残留効果を判断できる適切な採水場所を選定した水質検査の実施を要請（5/14）



末端給水栓にて
毎日検査を実施

【施設概要図】

農業用水管との
接続を切断

5. 情報システム障害等
報告なし